建設の施工企画 '09.12 5

特集≫ 長寿命化・維持管理・リニューアル

住宅の長寿命化への取組

国土交通省住宅局住宅生產課

今後の住宅政策においては、これまでの「つくっては壊す」フロー消費型社会から、「いいものをつくって、きちんと手入れして、長く大切に使う」という、ストック重視型への転換を図っていく必要がある。 国土交通省では、住宅の長寿命化に向けた取組を推進する施策として、住宅の建設、維持管理、資金調達、流通等の各段階において、総合的な施策を講じている。その取組について紹介する。

キーワード: 住宅の長寿命化,長期優良住宅,長期優良住宅先導的モデル事業,住宅履歴情報,既存住宅, リフォーム

1. 背景

平成15年住宅・土地統計調査によると、総世帯数約4,700万世帯に対し住宅の総ストック数が約5,400万戸に達しており、住宅の量的充足という点では一定程度達成されたといえる。その一方で、本格的な人口減少社会を迎え、世帯数も2015年をピークに減少に転ずるものと推計される中、地球温暖化等の環境問題の深刻化等の新たな課題への対応が求められていること等を踏まえつつ、我が国の住生活の現状を見ると、成熟社会にふさわしい豊かな住生活が実感できているとは言い難い状況にある。

このような状況を踏まえ、これまでの「住宅の量の確保」を中心に据えた政策から、居住環境を含めた「住生活全般の質の向上」を図る政策への本格的な転換を図るべく、平成18年6月に「住生活基本法」が制定され、また、同年9月には、住生活基本法に掲げられた基本理念等を具体化し、かつ、これを推進していくため、以後10年間における目標や基本的な施策等を定めた「住生活基本計画(全国計画)」が閣議決定された(図一1、2)。

今後の住宅政策においては、この住生活基本法及び 住生活基本計画に基づき、これまでの「つくっては壊す」フロー消費型の社会から、「いいものをつくって、 きちんと手入れして、長く大切に使う」というストック重視の社会への転換を図り、成熟社会にふさわしい 豊かな住生活を実現するため、長期にわたって使用可 能な質の高い住宅ストックの形成を図っていく必要が ある。 国民の豊かな住生活の実現を図るため、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、その基本理念、国等の責務、住生活基本計画の策定その他の基本となる事項について定める。

背景
住宅建設五箇年計画(S41年度より8次にわたり策定:8次計画はH17年度で終了)

◇5年ごとの公営・公庫・公団住宅の建設戸数目標を位置づけ

社会経済情勢の著しい変化
・住宅ストックの量の充足・本格的な少子高齢化と人口・世帯減少等

新たな住宅政策への転換

住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策
◇安全・安心で良質な住宅ストック・居住環境の形成
◇住宅の取引の適正化、流通の円滑化のための住宅 市場の環境整備
◇住宅困窮者に対する住宅セーフティネットの構築

図― 1 住生活基本法・住生活基本計画

(計画期間:平成18~27年度) 目標・成果指標・基本的な施策 . 目標の達成状況を示す成果指標 日標 ①新耐震基準適合率 ②共同住宅共用部分のユニバーサルデザイン化率 良質な住宅ストックの形成及び ③省エネルギー対策率 将来世代への承継 (4)リフォームの実施率 2.4%→5% ⑤適正な修繕積立金を設定しているマンションの割合 ⑥重点密集市街地の整備率 良好な居住環境の形成 ⑦地震時に危険な大規模盛土造成地の箇所数 ⑧住宅性能表示の実施率(新築) ③既存住宅の流通シェア 13%→23% ⑩住宅の利活用期間 約30年→約40: 国民の多様な居住ニーズが適切に 実現される住宅市場の環境整備 ⑪子育で世帯の誘導居住面積水準達成率 ②最低居住面積水準未満率 住宅の確保に特に配慮を要する者 (3)高齢者のいる住宅のバリアフリー化率 の居住の安定の確保 住宅ストックの質の向上に向けた取組として、 平成21年3月変更 「長期優良住宅の普及の促進」・「リフォームの推進」 を緊急的かつ重点的に推進することを明記

図─2 住生活基本計画(全国計画)〈平成 18 年 9 月閣議決定〉

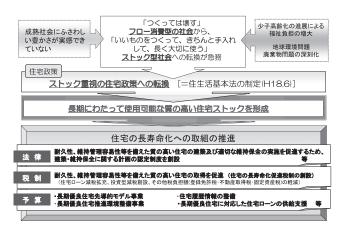
建設の施工企画 '09.12

2. 住宅の長寿命化の意義

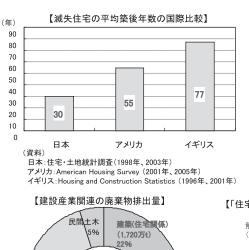
6

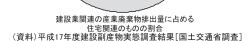
今後、急速に世界の人口が増加し、途上国の経済が 成長する中で、資源の枯渇とともに地球環境問題が深 刻な課題になると指摘されている。一方,我が国の滅 失住宅の平均築後年数は約30年と短く、住宅の解体 等により、大量の産業廃棄物を発生させており、住宅 関連の産業廃棄物は建設産業関連の2割以上を占めて いる。このような中で、住宅を長期にわたり使用し、 建替を減らすことは、環境負荷の低減に大きく貢献す るものである。

また. 長期的な視野で見ると. 良質な住宅ストック の形成を通じ、住宅の構造躯体の建替にかかるコスト



図一3 住宅の長寿命化への取組の推進





公共土木

平成17年度

7.700万t

(100.0%)

建築(その代

15%

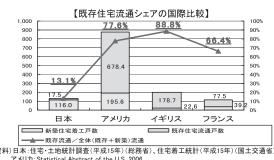
を削減することで住宅に対する国民負担の軽減に寄与 し、経済的なゆとりや豊かさを実感できる社会の実現 につながっていくものと考えられる(図-3.4)。

3. 住宅の長寿命化に向けた取組とは

長期にわたって使用可能な質の高い住宅ストックの 形成を実現するためには、これまでの建設時偏重の考 え方から、維持管理や流通の段階を念頭において、各 段階における総合的な対策が必要となる。

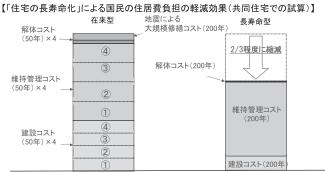
建設段階については、物理的耐用性として、構造躯 体の耐久性の確保や配管の点検、維持管理のしやすさ など、また社会的耐用性として、将来の間取り変更や 設備の更新のしやすさなどを組み込んでおく必要があ

維持管理段階については、子の世代、孫の世代、さ らにその先まで住宅が多世代にわたって利用されてい くこととなるため、適切な維持管理計画を策定し、こ れに従って、点検し、必要に応じて補修・更新等が行 われるなど、適切かつ計画的な維持管理が実施される ことが必要であり、 さらに必要な住宅履歴情報を適切 に記録し、保存し、後世代の人たちが活用できるよう にしておくことが求められる。住宅履歴情報とは住宅 の新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や 施工内容やそれに関連する情報のことであり、このよ



(資料)日本:住宅·土地統計調査(平成15年)(総務省)、住宅着工統計(平成15年)(国土交通省)

プロペーにセーエーをMail ping L (T M) (サイトルのケード)、レーゼはエールは(イナル・ローケード) アメリカ: Statistical Abstract of the U.S. 2006 イギリス:コミュニティ・地方政府省ホームページ http://www.communities.gov.uk/ (既存住宅流通戸製は、イングランド及びウェールズのみ) フランス:運輸・設備・観光・海洋省ホームページ http://www.eqipment.govv.fr/



- ※1 11階建て、65戸(3LDK)の共同住宅を想定。土地代は試算対象に含まず。
- ※2 従来型は50年で建替え(200年で4回建替え)を想定
- ※3 長寿命型の建設コストは従来型の2割程度増、維持管理コストは1割程度減として試算。

図―4 住字の寿命を延ばす必要性と効果

建設の施工企画 '09.12 7

うな情報が蓄積・継承されていくことにより,適切な リフォームや点検,安心な既存住宅の取引,災害や事 故の際の迅速かつ適切な補修が可能となる等の効果が 期待される。

また、形成された良質な住宅ストックが、有効に活用されるよう、既存住宅の流通が円滑に行われることが必要であり、既存住宅流通の市場環境が整備されることが求められる。

4. 住宅の長寿命化に向けた取組を推進する 施策

これらのことを踏まえて、国土交通省では住宅の長寿命化を図るため、住宅の建設、維持管理、資金調達、流通等の各段階において、総合的な施策を講じている。

(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅である「長期優良住宅」について、その建築及び維持保全に関する計画を認定する制度の創設を柱とする「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が平成21年6月4日に施行された(図一5)。

目的

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅(長期優良住宅)の普及を促進することで、環境負荷の低減を図りつつ、良質な住宅ストックを将来世代に継承することで、より豊かでやさしい暮らしへの転換を図る。

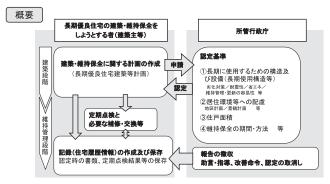


図-5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律

この法律では、長期優良住宅の普及の促進のため、 構造躯体の耐久性や内装・設備の維持管理の容易性等 の性能を有し、維持保全計画が策定された住宅を所管 行政庁が認定する。住まい手は、計画に従って建築し、 維持保全を行い、その情報を記録・保存する。

平成21年10月末までに、24,681戸の認定(表—1)が行われ、当該認定を受けた住宅は、住宅ローン減税の拡充や投資型減税の適用のほか、登録免許税、不動産取得税及び固定資産税に係る税負担の軽減を受けることができる(図—6)。

表一1 長期優良住宅建築等計画の認定実績(平成21年10月末時点)

	一戸建ての住宅	共同住宅等	合計
認定実績(戸数)	24,401	280	24,681

- ※「一戸建ての住宅」とは、一戸建ての住宅で人の居住の用 に供しない部分を有しないもの(一戸建ての専用住宅)を いう。
- ※「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋、併用住宅その他の 一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

【住宅ローン減税制度の延長及び拡充等(所得税・個人住民税)】

【所得税】 住宅ローン減税制度の適用期限を5年延長するとともに、以下の通り拡充する。

	一般の住宅			長期優良住宅		
控除期間	10年間			10年間		
居住年	控除対象限度額	控除率	最大控除額	控除対象限度額	控除率	最大控除額
H21	5,000万円	1.0%	500万円	5,000万円	1.2%	600万円
H22	5,000万円		500万円	5,000万円		600万円
H23	4,000万円		400万円	5,000万円		600万円
H24	3,000万円		300万円	4,000万円	1.0%	400万円
H25	2,000万円		200万円	3,000万円		300万円

【個人住民税】 住宅ローン減税制度の最大控除額まで所得税額が控除されない者について、一 定額を、個人住民税から控除する。(当該年分の所得税の課税総所得金額等の 額に5%を乗じて得た額(最高9.75万円)を限度。)

【良質な住宅への投資を促進するための緊急措置の創設等(所得税)】

○長期優良住宅の建設促進(適用期限:長期優良住宅普及促進法施行日~H23.12.31)

長期優良住宅の新築等を行い、居住の用に供した場合は、性能強化費用相当額(上限1,000万円) の10%相当額を、その年分の所得税額から控除(当該控除をしてもなお控除しきれない金額がある場合には、翌年分の所得税額から控除)する。

【住宅の長寿命化促進税制の創設】

建設費が高くなることにより税負担が増加する以下の3税について、<u>長期優良住宅の税負担額を一般住宅の負担額以下に抑制</u>する。

一般住宅 長期優良住宅 1.5/1000 1.0 / 1000 登録免許税 ② 移転登記 3.0/1000 1.0 / 1000 3 1.0 / 1000 ③ 抵当権設定登記 1.0/1000 1,300万円控除 不動産取得税 1,200万円控除 【戸建】 【戸建】 1~5年月 1/2軽減 1/2 軽減 固定資産税 【マンション】 1~5年目 1/2 軽減 1~7年目 1/2軽減

【長期優良住宅に対応した住宅ローンの供給支援】

住宅金融支援機構が、認定長期優良住宅について最長50年の住宅ローンを供給できるよう、民間 金融機関を支援

【優良住宅の取得に対する支援(フラット35S)の拡充】

住宅金融支援機構の優良住宅取得支援制度について、長期優良住宅の基準に適合する住宅を対象とする等の拡充(0.3%金利引下げ当初5年間→10年間(経済危機対策により20年間に延長))

図─6 認定長期優良住宅に対する税制・融資の特例措置

本認定制度に係る認定基準は、以下のとおり(表-2)。 ①住宅の構造及び設備が長期使用構造等であること

長期使用構造等とするための措置については,数世代にわたって使用可能であること(劣化対策)や大規模な地震後も使用可能であること(耐震性)に加えて,一定程度の間取りの変更が可能であること(可変性),点検・補修・更新などの維持管理が容易であること(維持管理・更新の容易性)を求められるほか,長期に使用する住宅であれば,政策的な観点から必要とされる性能として,将来のバリアフリー改修に対応できるよう必要なスペースが確保されていること(高齢者等対策)や必要な断熱性等の省エネルギー性能が確保されていること(省エネルギー対策)が求められる。

②住宅の規模が国土交通省令で定める規模以上である

建設の施工企画 '09.12

表-2 長期優良住宅の認定基準の概要

性能項目等	性能項目等
劣化対策	○数世代にわたり住宅の構造躯体が使用できること
耐震性	○極めて稀に発生する地震に対し、継続利用のための改修の容易化を図るため、損傷のレベルの低 減を図ること
維持管理·	○構造躯体に比べて耐用年数が短い内装・設備について、維持管理(清掃・点検・補修)・更新を
更新の容易性	容易に行うために必要な措置が講じられていること
可変性	○居住者のライフスタイルの変化等に応じて間取りの変更が可能な措置が講じられていること
バリアフリー性	○将来のバリアフリー改修に対応できるよう共用廊下等に必要なスペースが確保されていること
省エネルギー性	○断熱性能等の省エネルギー性能が確保されていること
住戸面積	○良好な居住水準を確保するために必要な規模を有すること
居住環境	○良好な景観の形成とその他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること
維持保全の方法	○建築時から将来を見据えて、定期的な点検等に関する計画が策定されていること

こと。

「国土交通省令で定める規模」については、少なくともひとつの階の床面積が 40 m^2 以上であり、かつ床面積の合計が原則 75 m^2 以上(戸建て住宅の場合。共同住宅等においては、 55 m^2 以上)であることとされている。

- ③建築しようとする住宅が良好な景観の形成その他の 地域における居住環境の維持及び向上に配慮された ものであること。
- ④維持保全の方法が建築後の住宅を長期にわたって良好な状態で使用できる基準に適合するものであること維持保全の方法の基準については、住宅が多世代にわたって利用されていくことを踏まえ、適切な維持管理計画を策定し、これに従って、点検し、必要に応じて補修・更新等が行われるなどが必要である。
- ⑤建築後の住宅の維持保全の期間が30年以上である

こと。

⑥資金計画が当該住宅の建築を確実に遂行するために 適切なものであること。

(2) 長期優良住宅先導的モデル事業

「いいものをつくってきちんと手入れして長く大切に使う」というストック社会のあり方について、具体の内容をモデルの形で広く国民に提示し、技術の進展に資するとともに普及啓発を図ることを目的に、先導的な材料、技術、システムが導入されるものであって、住宅の長寿命化に向けた普及啓発に寄与するモデル事業の提案を募り、優れた提案に対して、事業の実施に要する費用の一部を補助している。平成21年度からは、従来の超長期住宅先導的モデル事業から名称を変更して、引き続き募集を行っている(図一7)。

住宅の長寿命化への取組を推進するため、先導的な材料・技術・システム等が導入されるなどの長期優良住宅にふさわしい提案を有し、長期優良住宅の普及啓発に寄与するモデル事業、長期優良住宅に関する評価・広報、長期優良住宅実現のための技術基盤強化に対して助成



図-7 長期優良住宅先導的モデル事業の概要

建設の施工企画 '09.12 9

(3) 住宅履歴情報の蓄積・活用

既存住宅の円滑な流通や計画的な維持管理等を行っていくためには、新築時の設計図書や施工内容、その後のリフォームや点検・交換といった履歴情報が適切に保存されていることが重要であることから、こうした履歴情報が確実に蓄積され、いつでも活用できる仕組みの整備とその普及を推進している(図―8)。

円滑な住宅流通や計画的な維持管理、災害や事故の際の迅速な対応等を可能とするため、住宅の新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に蓄積され、いつでも活用できる仕組みの整備とその普及を推進する。

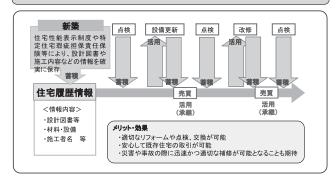


図-8 住宅履歴情報の蓄積・活用

(4) 住宅金融の拡充

民間金融機関が、認定長期優良住宅について最長50年の住宅ローンを供給できるよう、住宅金融支援機構が支援している(フラット50)。

また,住宅金融支援機構の優良住宅取得支援制度(フラット 35S) において,認定長期優良住宅等に係る金利優遇(0.3%金利引き下げ)の期間を当初10年間から20年間に延長する措置が講じられている(図—6)。

(5) 既存住宅の流通の円滑化・リフォームの促進

適切に建設・維持管理された住宅の資産価値が適正 に評価されるとともに、消費者が安心して適切なリフォームを行うこと等を通じて、既存住宅の質の向上 や既存住宅の流通の促進が図られるよう、既存住宅の 流通の促進及びリフォーム市場の整備のための方策の あり方について、社会資本整備審議会において審議い ただいている。

(6) 中小住宅生産者による長期優良住宅への取組 の促進

住宅供給の主要な担い手である中小住宅生産者による長期優良住宅への取組の促進を図るため、中小住宅 生産者が行う長期優良住宅の供給への取組に対して助 成を行っている。

5. おわりに

これらの施策を通じて、国民が自らの努力によって 取得し適切に管理してきた住宅が、市場においてその 質に見合った適切な評価を受けられ、長期にわたって 資産価値が維持向上されるとともに、良質な社会的資 産として蓄積されることにより、国民一人ひとりが成 熟社会にふさわしい豊かさを実感し、安心して住まい 続けられる環境の実現を図ってまいりたい。

J C M A